

木造建築物電算プログラム認定規程

(目的)

第 1 条 この規程は、木造建築物電算プログラムに係る認定を行うことを通じて、木造建築物の品質性能及び生産性の向上に寄与し、もって、木造建築物の関連産業の発展と国民生活の向上に貢献することを目的とするものであり、認証業務品質マニュアル（HW-U1011-2002）に基づく個別規程として定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、表 1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 1 用語の定義

用語	定義
電算プログラム	木造建築物の設計支援プログラムをいう。
センター	公益財団法人 日本住宅・木材技術センターをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程における認定の対象とする電算プログラムは、第 7 条第 2 項に規定する認定の要件を満足するものに適用するものとする。

(認定)

- 第 4 条 認定は、認定書（様式 1）を交付して行うものとする。
- 2 センターは、申請者から認定申請又は更新申請があった場合には、当該申請を第 7 条第 2 項に規定する認定の要件に照らし、認定の適否を決定するものとする。
 - 3 認定の適否の決定にあたっては、第 17 条に規定する委員会の意見を聞いて行うものとする。
 - 4 センターは、第 1 項の認定書の交付に際し、認定を受けるにあたっての約定書（様式 2）を取り交わすものとする。
 - 5 センターは、認定書を交付したときは、認定の結果を公表するものとする。
 - 6 第 2 項の決定が認定に値しないとした場合には、当該申請者に対し、認定をしない旨の通知書（様式 3）を発行するものとする。

(認定の表示)

- 第 5 条 認定した電算プログラムは、センターが定めるマークを表示しなければならない。
- 2 前項の表示方法は、センターが定める木造建築物電算プログラム認定表示基準（HW-電算 005-2007）によるものとする。

(認定の有効期間)

第 6 条 認定の有効期間は、認定の日から起算して 3 年間とする。

（認定の要件）

第 7 条 認定の要件は、申請に係る内容が技術的基準を満足するものとする。

- 2 前項の認定の要件に係る木造建築物電算プログラム認定技術的基準（HW-電算 003-2015）は、委員会の意見を聴いてセンターが別に定めるものとする。

（申請者の要件）

第 8 条 この規程により認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本規程に基づくセンターとの連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ、苦情等への対応を適切に行いうる者とする。

（認定の申請）

第 9 条 この規程により新たに認定を受けようとする者は、認定申請書（様式 4）をセンターに提出するものとする。

- 2 認定の有効期間満了に伴い当該認定について、引き続き認定を受けようとする者は、更新申請書（様式 5）をセンターに提出するものとする。
- 3 申請に必要な事項は、木造建築物電算プログラム認定実施要領（HW-電算 002-2007）（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- 4 申請者は、認定の申請に当たって手数料をセンターに納入しなければならない。

（変更の申請）

第 10 条 認定を受けた者は、認定の有効期間内に認定あるいは申請に係る内容に変更が生じた場合には、認定書等記載事項変更申請書（様式 6）をセンターに提出するものとする。

- 2 変更内容が第 7 条第 2 項に規定する認定の要件に該当する場合には、変更内容の適否について、第 17 条に規定する委員会の意見を聞いて行うものとする。
- 3 申請に必要な事項は、実施要領に定めるところによるものとする。
- 4 認定書等記載事項変更申請書の内容が第 2 項による場合には、変更手数料をセンターに納入しなければならない。

（認定の失効）

第 11 条 次のいずれかに該当する場合には、当該認定は失効する。

- (1) 認定を受けた者から当該認定の供給を中止する旨の届出があったとき。
 - (2) 認定期間満了に伴う更新を行わなかったとき。
 - (3) 認定を受けた者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
 - (4) 前各号に準じた事情が発生したとき。
 - (5) 第 16 条の規定により、認定の取り消しを受けたとき。
- 2 認定が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページ等の認定一覧から削除するものとする。

（サーベイランス）

第 12 条 センターは、認定に関し必要があると認めたときは、認定を受けた者又は関連業者に対し、実地調査等を行うことができるものとする。

(市販認定品の検査)

第13条 センターは、電算プログラムに対する信頼を確保する観点から、市販品の買い上げ、在庫品の抜き取りその他の方法で任意に選定し（この選定したものを以下「市販認定品」という。）、その品質・性能等の検査を行うことができる。

2 センターが行う前項の在庫品抜き取りその他の方法による検査に対して、認定を受けた者はセンターの要請があれば所要の協力を行わなければならない。

3 第1項による市販認定品の検査の結果、認定の要件を満足しないことが判明したときは、センターは、速やかに認定を受けた者に対し、当該認定品に関して、製造の中止、流通している認定品の回収及び在庫品の廃棄等の措置を講じるよう命じることができるものとする。

(警告措置)

第14条 サーベイランス及び市販認定品の検査等（以下、「サーベイランス等」という。）により、認定を受けた者が規定に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができる。

(認定の一時停止)

第15条 サーベイランス等により、認定の要件を満足しないことが判明した場合には、センターは認定を一時停止することができるものとする。

2 センターは前項により認定を一時停止するときは、その旨を認定を受けた者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

(認定の取り消し)

第16条 第14条又は第15条の規定により警告措置又は認定の一時停止を受けた者が指示した所定の措置に従わなかった場合には、センターは、委員会の意見を聞いて当該認定を取り消すことができるものとする。

2 センターは、前項の規定に基づき認定を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該認定を受けた者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なすものとする。

3 認定を取り消した場合の措置は、実施要領に定めるところによるものとする。

4 センターは、認定を取り消した場合には、これを公表するものとする。

5 センターは、第1項の規定に基づき認定の取り消しを受けた者が、当該認定に係る認定プログラムについて新たに認定の申請をする場合、認定の取り消しを受けた日から起算して3年間は、当該申請書を受理しないものとする。

(委員会)

第17条 センターは、申請に係る認定の審査及び認定の要件に係る技術的基準等の審議を行うための委員会を設置するものとする。

2 前項の委員会は、センターからの審査又は審議の要請に応じて開催し、その結果をセンターに報告するものとする。

3 委員会の委員は、中立的な立場の学識経験者の中から、センターが委嘱するもの

とする。

4 委員会の委員の定数は、10名以内とする。

(不適合品流通状況等の公表)

第18条 センターは、認定を受けた電算プログラムであって、本規程による認定の要件を満足しないものが流通し、認定事業の推進に支障が生じると判断したときは、その状況を公表することができるものとする。

(秘密保持義務)

第19条 現に又は過去に、第17条の委員会の委員及びセンターの役職員となっている者は、本規程に基づく認定の業務に関して知り得た申請企業のノウハウ等の秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

(資料の提出及び調査)

第20条 センターは、認定を受けた者に対して必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 センターは、電算プログラムの品質・性能及び生産等の状況等を把握するため、必要に応じ製造工場及び使用現場等での調査を行うことができるものとする。

3 本規程により認定を受けた者は、第1項及び前項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に協力しなければならない。

(雑則)

第21条 センターは、この規程に基づく業務推進に必要な事項について、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

制定：平成19年 8月10日 住木技19第257号

施行：平成19年 8月10日

改正：平成26年12月12日 住木認26第107号

施行：平成27年 1月 1日

改正：平成27年11月 1日 住木認27第168号

施行：平成27年11月 1日